

グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

【投資信託説明書（目論見書）】2008.10

野村アセットマネジメント

グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

【投資信託説明書（交付目論見書）】2008.10

野村アセットマネジメント

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの基準価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、
下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ **0120-753104**（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時
（半日営業日は午前 9 時～正午）

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、ファンドの基準価額等は下記の携帯サイトでもご覧いただけます。

☆携帯サイト☆ <http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 3 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 3 月 20 日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

下記の事項は、「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド」(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に世界各国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.155%(税抜年 1.1%)の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用(*)

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査費用 等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書 (交付目論見書)

目次 (Contents)

ファンドの概要が知りたい			
ファンドの基本情報	ファンドの概要		1
ファンドの運用内容が知りたい			
ファンドの特色・ 運用の内容	ファンドの特色		3
	投資対象		3
	投資方針		3
	投資制限		5
	分配方針		6
ファンドのリスクが知りたい			
投資リスク	基準価額の変動要因		7
	その他の留意点		7
ファンドのしくみが知りたい			
ファンドの しくみ・運用体制	ファンドのしくみ		8
	運用体制		9
	委託会社におけるリスクマネジメント体制		11
ファンドの申込方法が知りたい			
申込手続きの概要	買付の申込手続き		12
	換金の申込手続き		13
ファンドにかかる費用・税金が知りたい			
費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金		14
	ファンドで間接的にご負担いただく費用		15
	税金の取扱い		16
ファンドの運営方法などが知りたい			
その他の情報	管理および運営の概要		18
	内国投資信託受益証券事務の概要		20
	その他ファンドの情報		20
	委託会社等の概況		21
ファンドの運用状況が知りたい			
運用状況	投資状況		22
	投資資産		23
	運用実績		25
	財務ハイライト情報		26
《信託約款》			28
《用語解説》			36

ファンドの基本情報

《ファンドの概要》

ファンドの名称	グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド (「ファンド」といいます。)				
基本的性格	追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)				
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。				
主な投資対象	世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。				
投資方針	後述の「投資方針」をご覧ください。				
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 →詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。				
主な価格変動リスク	・株価変動リスク ・為替変動リスク →詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。				
信託期間	平成 25 年 10 月 5 日まで(平成 15 年 11 月 28 日設定)です。				
決算日	原則 1 月、4 月、7 月および 10 月の各 5 日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。				
収益分配	毎決算時に、分配を行ないます。 分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。				
買付単位	分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 <table border="1"> <tr> <td>①一般コース</td><td>10 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)</td></tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td><td>10 万円以上 1 円単位</td></tr> </table> (上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。なお、販売会社によっては、一般コースについて 1 万口以上 1 万口単位または 1 万円以上 1 円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて 1 万円以上 1 円単位でお買付できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)	①一般コース	10 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)	②自動けいぞく投資コース	10 万円以上 1 円単位
①一般コース	10 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)				
②自動けいぞく投資コース	10 万円以上 1 円単位				
買付申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。				
買付価額	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。				

申 込 手 数 料	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。					
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して 5 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。					
信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に年 1.155%(税抜年 1.1%) の率を乗じて得た額とします。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。					
換 金 単 位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 <table><tr><td>①一般コース</td><td>1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位</td></tr><tr><td>②自動けいぞく投資コース</td><td>1 口単位</td></tr></table>		①一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位	②自動けいぞく投資コース	1 口単位
①一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位					
②自動けいぞく投資コース	1 口単位					
換金申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。					
換 金 価 額	ご換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。					
換 金 手 数 料	ありません。					
信託財産留保額	ありません。					
税 金 等	後述の「費用・税金」をご覧ください。					
換金代金の支払い	原則としてお申込日から起算して 5 営業日目から販売会社でお支払いします。					

※本書で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

ファンドの特色・運用の内容

《ファンドの特色》

- ◆世界各国の株式を実質的な主要投資対象[※]とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ◆世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含む)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。
- ◆株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ◆年4回の決算時(原則、1月、4月、7月および10月の各5日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として、配当等収益を中心に安定分配を行ないます。

※ファンドは、「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

◆ファンドは、追加型株式投資信託で、「国際株式型(一般型)」に属しています。

《投資対象》

世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

◆ファンドは、親投資信託である「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

■マザーファンドの主要投資対象■

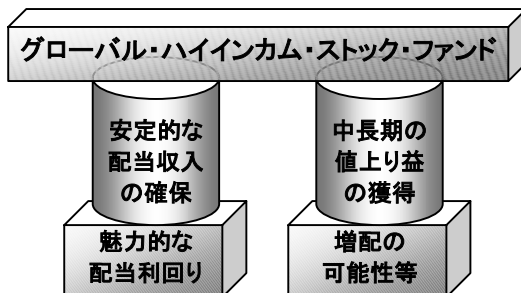
世界各国の株式を主要投資対象とします。

- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

《投資方針》

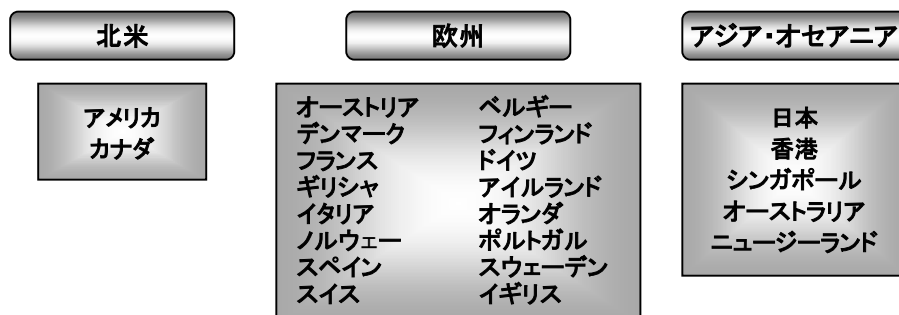
1 安定的な配当収入を得ながら、中長期の値上り益の獲得を目指します。

◆株式への投資にあたっては、主として配当利回りに着目しつつ、将来的な増配の可能性や、収益性の評価といった定性判断も加え、投資銘柄を選定します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

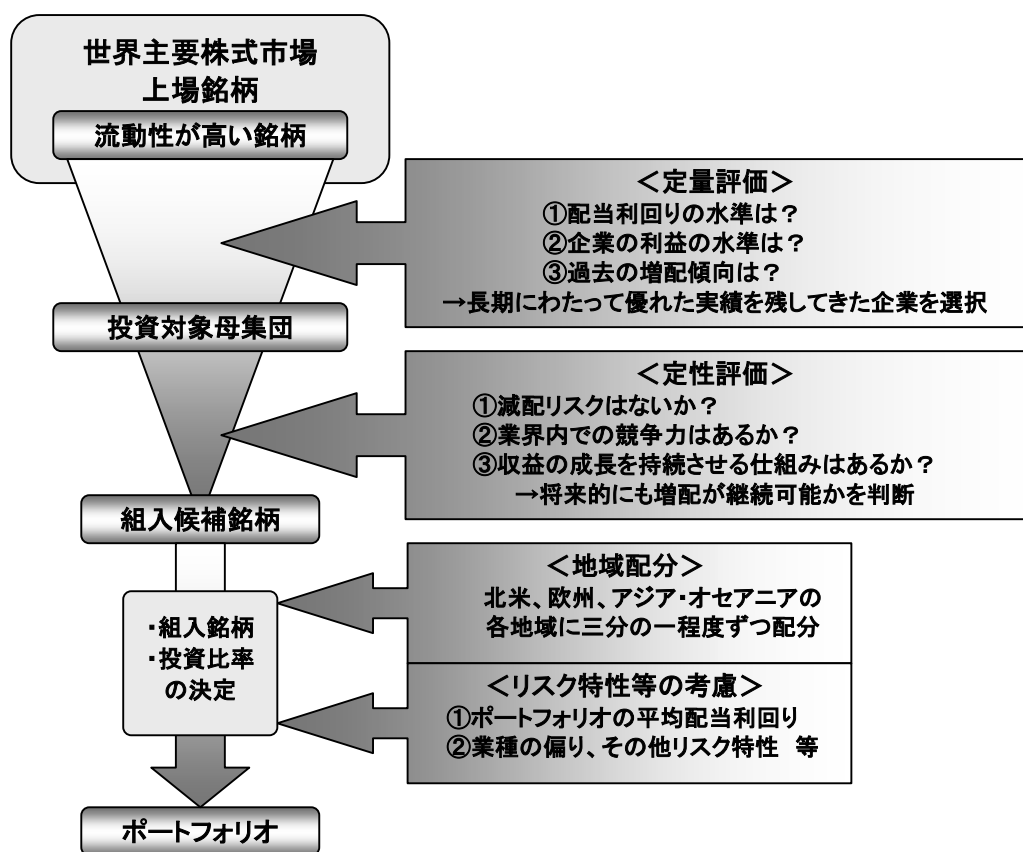
- 2 世界を北米、欧州、アジア・オセアニア（日本を含む）の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。



※上記の国名等は平成 20 年 9 月 30 日現在のものです。なお、実際に投資する国等は、上記に限りません。

- 3 ポートフォリオの構築にあたっては、以下のプロセスに従って、投資銘柄の選定および銘柄毎の投資比率の決定等を行ないます。

■ポートフォリオ構築プロセス■



※日本株については、市場の特殊性等を考慮して

- ①将来にわたり安定的な収益力を維持・拡大させていくことができるか
 - ②配当性向の引き上げによる増配を通じた利益の株主還元
- の 2 つの観点から銘柄選択を行ないます。

- 4 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
また、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資制限》

■ 株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款)
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(約款)
■ デリバティブの使用	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
■ 新株引受権証券 ・新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。(約款)
■ 同一銘柄の新株引受権証券 ・新株予約権証券への投資割合	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)
■ 同一銘柄の転換社債等 への投資割合	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)
■ 有価証券の貸付	信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。(約款)
■ 資金の借入れ	信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(約款)
■ 同一法人の発行する株式 への投資制限	同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。 (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数 (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数 (投資信託及び投資法人に関する法律)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

《分配方針》

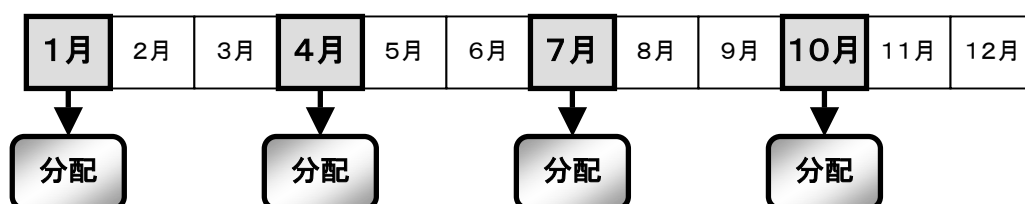
年4回の毎決算時に、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月、4月、7月および10月の各5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆年4回の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。



◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

※2 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは信託約款をご覧ください。

◆分配金に関する留意点

ファンドは、インカムゲイン(株式の配当金等)からコスト(信託報酬等)を差し引いた額を分配することを基本としますが、主として以下の理由等により、分配金の額は変動すると考えられますので、ご注意ください。

- ・当初の予想に反して減配等となった場合。
- ・運用資産の増減等により、ポートフォリオの大幅な修正が必要となった場合。
- ・現地での課税の影響。

また、分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

株 価 変 動 リ ス ク	ファンドは、株式の実質組入れを高位（フルインベストメント）とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。 ファンドは、北米、欧州、アジア・オセアニアの 3 地域に各々純資産の三分の一ずつ投資することを基本とし、また、業種構成についても市場構成とは異なることが想定されます。よって、基準価額の動きは一般的な株価指数の動きと大きく異なる可能性がありますので、十分ご注意ください。
為 替 変 動 リ ス ク	ファンドは、実質組入外貨建資産について為替ヘッジを行わないことを基本としますので、為替変動の影響を大きく受けます。

■その他の変動要因■

信 用 リ ス ク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
有 価 証 券 の 貸 付 等 に お け る リ ス ク	有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

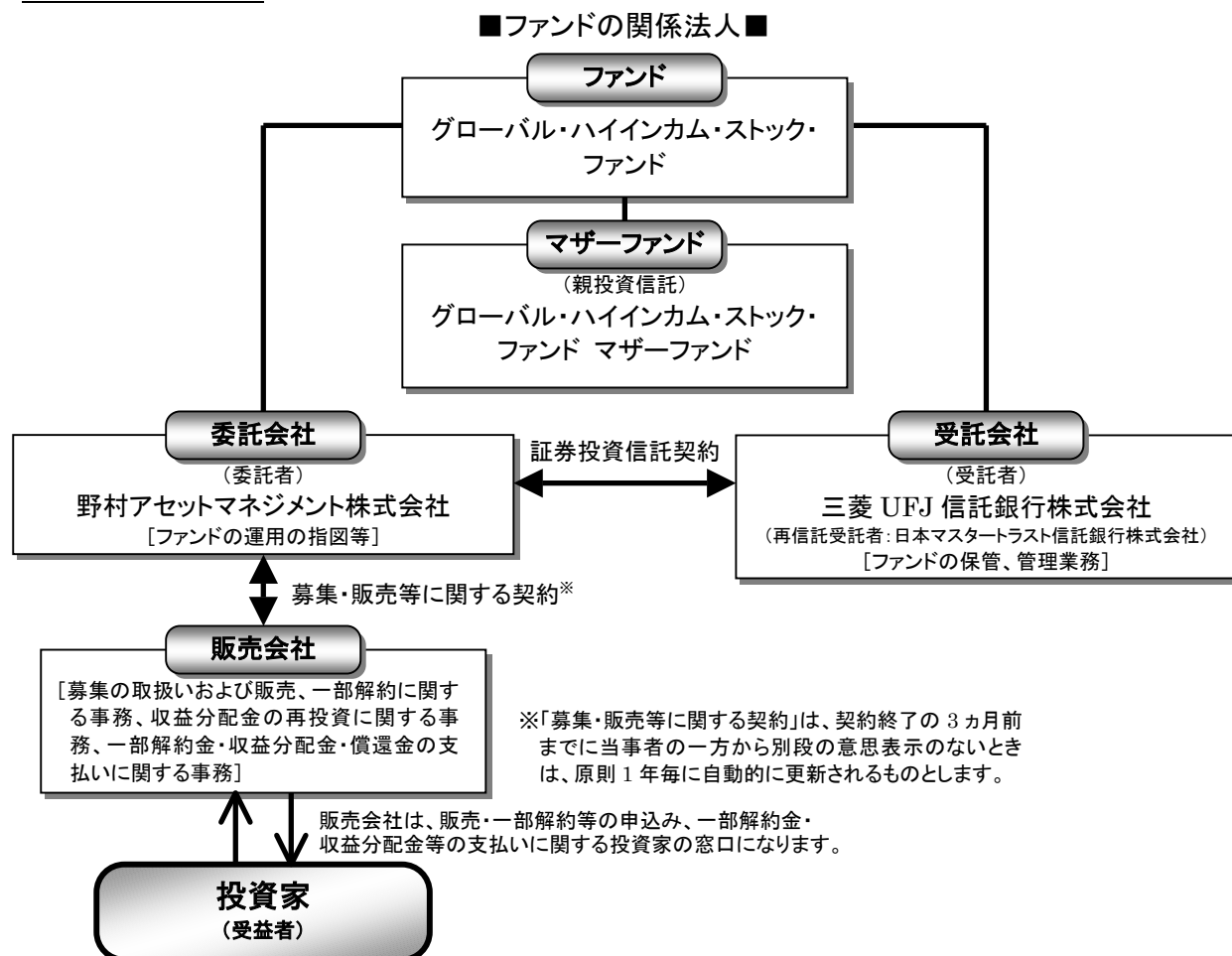
《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。）ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

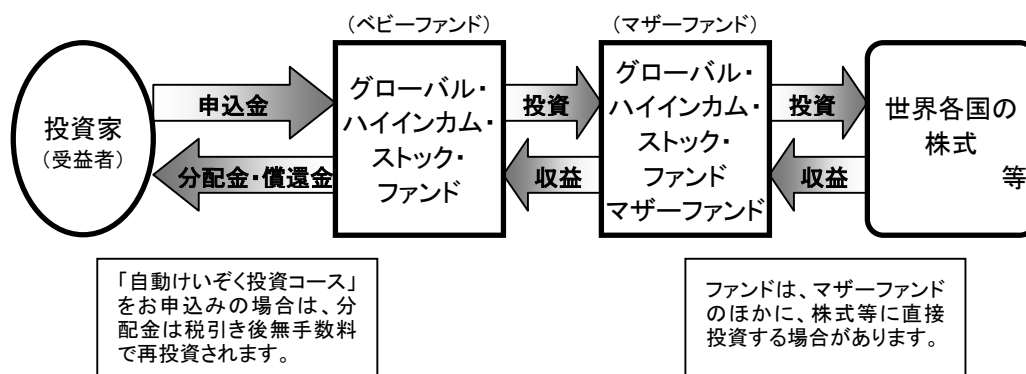
ファンドのしくみ・運用体制

《ファンドのしくみ》



■ファミリーファンド方式について■

ファンドは「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



野村アセットマネジメントの海外拠点

米国

英国

シンガポール

香港

グローバルなマクロ経済、企業の調査分析

調査・分析結果の提供等

マクロ分析・企業調査の依頼等

経済調査・企業調査部署による市場・企業の調査分析

調査・分析結果の提供等

マクロ分析・企業調査の依頼等

日本株運用部署からの日本株に関する情報

情報の提供等

運用チーム

売買指図

運用状況・データの開示等

モニタリング・分析結果の提供等

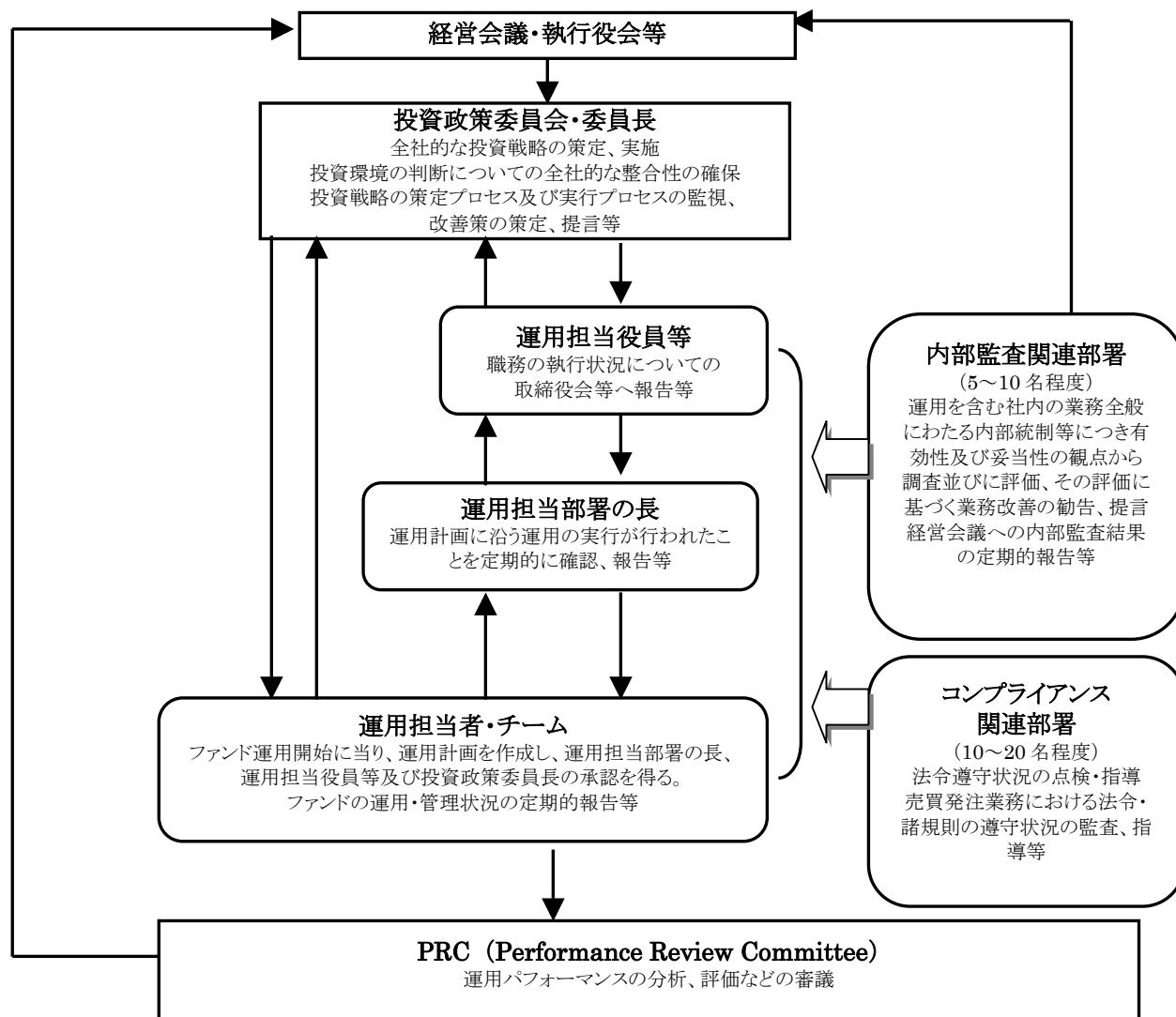
トレーディング部署による株式等の発注

運用管理・運用審査部署によるファンドのリスク管理・分析

◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

野村アセットマネジメント

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記の体制等は平成 20 年 9 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

■リスク管理関連の委員会■

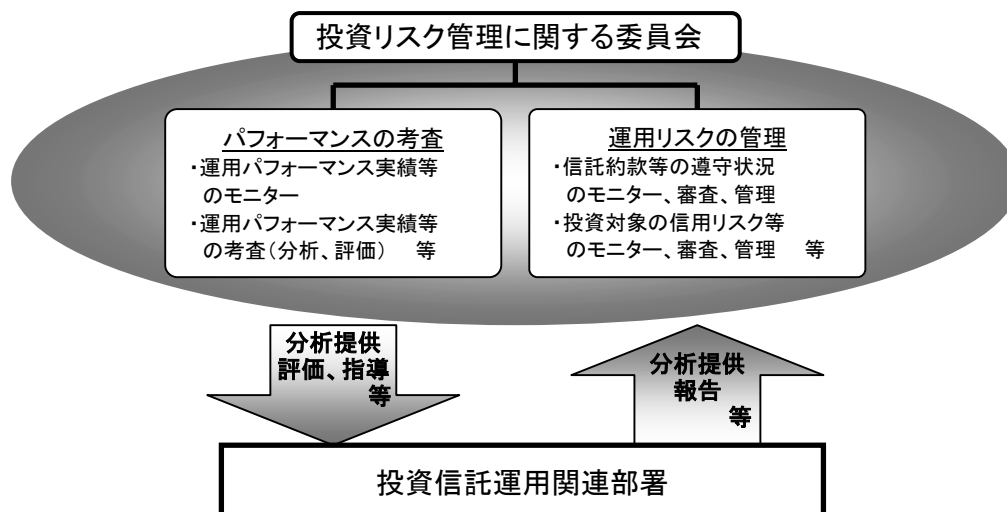
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成 20 年 9 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込手続きの概要

《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

買 付 単 位 分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）
お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	10 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円)
自動けいぞく投資コース	分配金が 再投資されるコース	10 万円以上 1 円単位※

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合^(注)等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注)一般コースについて1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて1万円以上1円単位でお買付できる場合等があります。

買 付 価 額 買付のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

**買 付 代 金
の 支 払 い** 買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して 5 営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。

※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

申 込 締 切 時 間 午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは信託約款をご覧ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

換 金 単 位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位

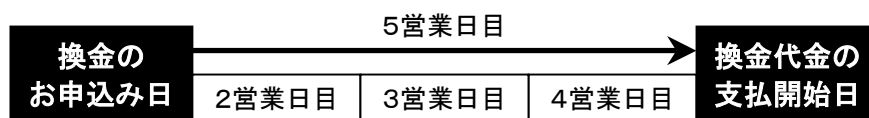
換 金 価 額

換金の価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

換 金 代 金
の 支 払 い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して 5 営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



申 込 締 切 時 間

午後 3 時(平日営業日の場合は午前 11 時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

＜大口換金の制限について＞

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える換金は行なえません。

また、別途、大口換金について、1 日 1 件 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、詳しくは信託約款をご覧ください。

※受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

費用・税金

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜 3.0%) 以内※	消費税等相当額

※ 基準価額に、3.15%(税抜 3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【平成 20 年 12 月 31 日まで】

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	——	普通分配金 × 10%※
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	——	基準価額の個別元本超過額に対して 10%※
償還時	所得税および地方税	——	償還価額の個別元本超過額に対して 10%※

※ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。税金について詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

【平成 21 年 1 月 1 日以降】

時期	項目	費用	税金	
			平成 21 年以降 2 年間の特例措置による 軽減税率適用の場合	平成 21 年以降 2 年間の特例措置による 軽減税率適用外の部分 及び平成 23 年 1 月以降
分配時	所得税および地方税	——	普通分配金 × 10%※ ¹	普通分配金 × 20%※ ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	——	換金時の差益(譲渡益)※ ² に対して 10%※ ¹	換金時の差益(譲渡益)※ ² に対して 20%※ ¹
償還時	所得税および地方税	——	償還時の差益(譲渡益)※ ² に対して 10%※ ¹	償還時の差益(譲渡益)※ ² に対して 20%※ ¹

※¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。また、特例措置の適用範囲(上限金額、期間)とその内容等について詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。特例措置の適用範囲を超える場合には確定申告が必要となります。

※² 詳しくは後述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

■信託報酬■

時期	項目	費用	
毎日	信託報酬率		年 1.155%(税抜年 1.1%)
	(配分)	(委託会社)	年 0.5%
		(販売会社)	年 0.5%
		(受託会社)	年 0.1%

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

《税金の取扱い》

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

【平成 20 年 12 月 31 日まで】

個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の軽減税率が適用され、この税率による源泉徴収が行なわれます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。

【平成 21 年 1 月 1 日以降】

平成 21 年 1 月 1 日以降は、個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税を選択した場合、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択することもできます。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は以下の特例措置があります。

[平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで(2 年間の特例措置)]

<収益分配金に対する課税>

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して 10%(所得税 7%、地方税 3%)の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が 100 万円(個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が 1 万円以下の場合は合計額の計算から除外します。)までは 10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が 100 万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告が必要となります。)。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100 万円を超える部分は 20%の税率となります。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が 500 万円までは 10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が 500 万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告による申告分離課税となります)ので、20%の税率となります。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設]

平成 21 年 1 月 1 日から、譲渡損失(換金(解約)時および償還時の差損を含みます。)と収益分配金との間の損益通算の仕組みが導入されます。換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◆法人の投資家に対する課税

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 21 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となります。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

【平成 20 年 12 月 31 日まで】

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象（配当所得）となります。

【平成 21 年 1 月 1 日以降】

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

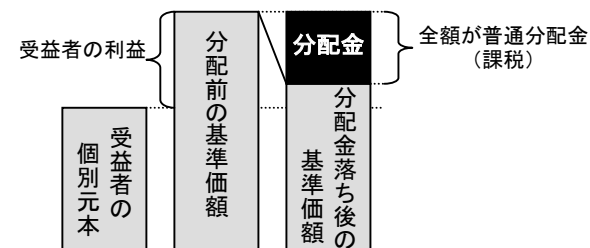
■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドを複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

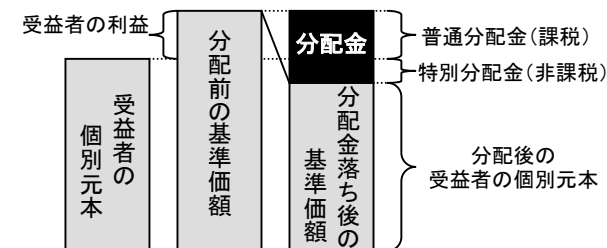
■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

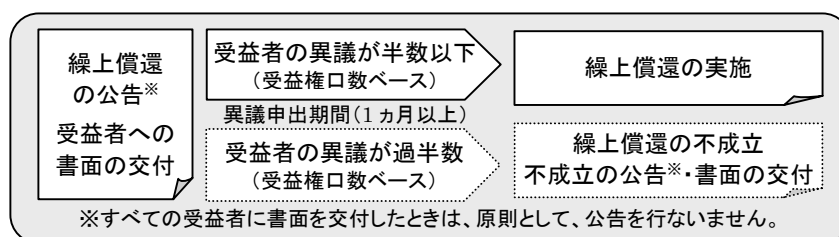
税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

その他の情報

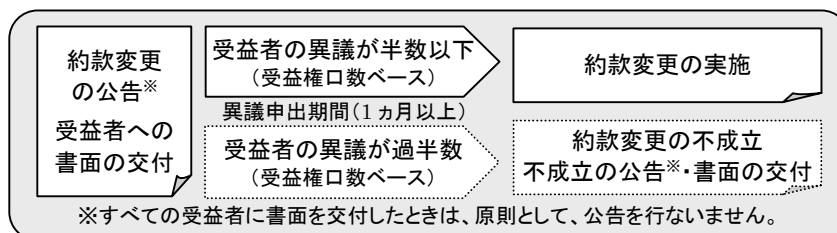
《管理および運営の概要》

信託期間	平成25年10月5日までとします(平成15年11月28日設定)。 なお、委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
計算期間	原則として、毎年1月6日から4月5日まで、4月6日から7月5日まで、7月6日から10月5日までおよび10月6日から翌年1月5日までとします。 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

信託金限度額	ファンドの信託金限度額は1兆円です。
繰上償還	(1) 次のいずれかの場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。 ① ファンドの受益権の口数が20億口を下回った場合 ② 受益者に有利であると認めるとき ③ やむを得ない事情が発生したとき (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) 上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手順で行ないます。



約款変更	(2) 上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。 (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) (2) 委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手順で行ないます。
------	---



(3) 監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

反対者の
買取請求権

ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「繰上償還」(1)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。

公 告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

保 管

該当事項はありません。

受益者の
権 利 等

受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

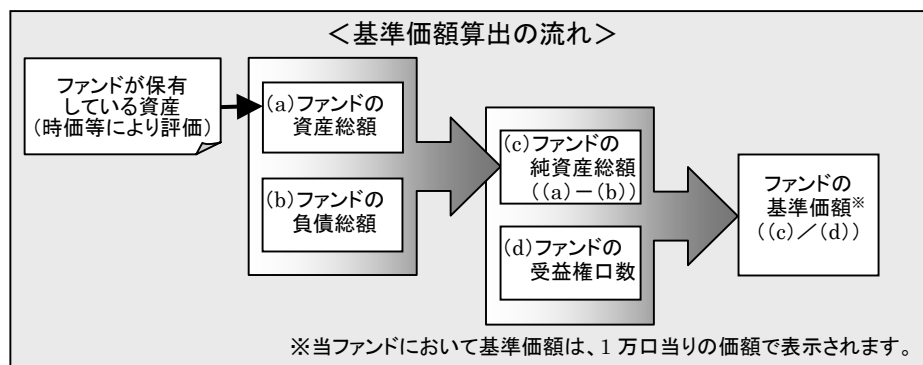
資産の評価

■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないません。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

《内国投資信託受益証券事務の概要》

受益証券の名義書換の
事 務 等

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

※受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件および受益権の再分割に係るファンドの受益権、並びに質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは信託約款をご覧ください。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

《その他ファンドの情報》

内国投資信託受益証券
の 形 態 等

追加型証券投資信託・受益権（「受益権」といいます。）

当初元本は 1 口当り 1 円です。格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額
申 込 期 間

2 兆円を上限とします。

平成 20 年 3 月 20 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

払 込 期 日

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

有価証券届出書
（訂正届出書を含みます）
の 写 し の 縦 覧
振替機関に関する事項

該当事項はありません。

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

振替受益権について	ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。 ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。 (参考)投資信託振替制度とは、 ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。 ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。
ファンドの詳細情報	有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。 第1【ファンドの沿革】 第2【手続等】 1【申込(販売)手続等】 2【換金(解約)手続等】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】 (1)【資産の評価】 (2)【保管】 (3)【信託期間】 (4)【計算期間】 (5)【その他】 2【受益者の権利等】 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益及び剰余金計算書】 (3)【注記表】 (4)【附属明細表】 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】 第5【設定及び解約の実績】 上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

《委託会社等の概況》

◆下記は平成20年8月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	執行役社長 吉 川 淳
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
資本金の額	17,180百万円
会 社 の 沿 革	昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行
大株主の状況	名 称：野村ホールディングス株式会社 住 所：東京都中央区日本橋一丁目9番1号 所有株式数：5,150,693株 比 率：100%

運用状況

◆以下は平成 20 年 7 月 31 日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

《投資状況》

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	221,026,234,329	99.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	88,230,534	0.03
合計(純資産総額)		221,114,464,863	100.00

＜ご参考＞

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	42,904,228,600	19.41
	アメリカ	80,014,555,973	36.20
	カナダ	2,080,993,512	0.94
	イギリス	31,205,495,245	14.11
	ノルウェー	696,013,707	0.31
	ドイツ	4,571,530,533	2.06
	イタリア	12,846,368,728	5.81
	フランス	5,334,006,029	2.41
	オランダ	3,043,984,240	1.37
	スペイン	2,352,991,462	1.06
	ベルギー	4,314,005,561	1.95
	ギリシャ	2,386,181,619	1.07
	香港	3,847,201,557	1.74
	シンガポール	4,244,641,137	1.92
	マレーシア	1,847,691,461	0.83
	台湾	3,178,695,100	1.43
	オーストラリア	8,200,482,733	3.71
投資証券	メキシコ	624,187,782	0.28
	小計	213,693,254,979	96.68
	アメリカ	225,040,968	0.10
	オーストラリア	3,701,032,154	1.67
	小計	3,926,073,122	1.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,400,672,746	1.53
合計(純資産総額)		221,020,000,847	100.00

《投資資産》

(1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	グローバル・ハイインカム・ストック・ ファンド マザーファンド	148,359,668,633	1.4651	217,361,750,515	1.4898	221,026,234,329	99.96

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	石油・ガス・ 消耗燃料	1,744,402	4,138.71	7,219,583,093	3,860.53	6,734,323,230	3.04
2	日本	株式	キヤノン	電気機器	1,193,500	5,291.92	6,315,908,717	4,960.00	5,919,760,000	2.67
3	イタリア	株式	ENI SPA	石油・ガス・ 消耗燃料	1,590,323	3,868.07	6,151,482,594	3,713.07	5,904,994,616	2.67
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,237,600	4,990.00	6,175,624,000	4,660.00	5,767,216,000	2.60
5	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	3,050,673	1,612.65	4,919,683,676	1,811.56	5,526,488,162	2.50
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロ マリット	1,571,800	2,909.50	4,573,166,560	3,132.23	4,923,249,173	2.22
7	アメリカ	株式	CHUNGHWA TELECOM CO LTD・ADR	各種電気通信 サービス	1,720,660	2,674.88	4,602,574,162	2,770.03	4,766,287,390	2.15
8	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	1,906,341	2,509.88	4,784,690,579	2,495.97	4,758,188,246	2.15
9	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	3,311,000	1,493.38	4,944,582,434	1,396.00	4,622,156,000	2.09
10	アメリカ	株式	LILLY ELI & CO.	医薬品	747,800	5,079.47	3,798,433,349	5,125.96	3,833,199,767	1.73
11	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	1,043,500	4,157.21	4,338,052,809	3,564.71	3,719,781,563	1.68
12	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	1,817,200	1,919.13	3,487,443,036	2,041.30	3,709,460,536	1.67
13	オーストラリア	投資 証券	WESTFIELD GROUP	その他	2,192,031	1,643.48	3,602,576,644	1,688.40	3,701,032,154	1.67
14	アメリカ	株式	SOUTHERN CO.	電力	947,000	3,818.79	3,616,402,084	3,878.26	3,672,716,386	1.66
15	アメリカ	株式	BRISTOL MYERS SQUIBB	医薬品	1,530,300	2,246.73	3,438,176,428	2,325.66	3,558,959,334	1.61
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	596,700	5,448.18	3,250,929,598	5,750.00	3,431,025,000	1.55
17	オランダ	株式	ING GROEP NV	各種金融 サービス	864,517	3,346.65	2,893,241,479	3,521.02	3,043,984,240	1.37
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	958,800	3,360.00	3,221,568,000	3,170.00	3,039,396,000	1.37
19	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	商業銀行	887,600	2,586.23	2,295,538,103	3,373.34	2,994,180,134	1.35
20	イギリス	株式	LLOYDS TSB GROUP PLC	商業銀行	4,405,862	639.50	2,817,554,036	654.47	2,883,516,839	1.30
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	16,203	162,000.00	2,624,886,000	174,600.00	2,829,043,800	1.27
22	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	486,000	5,564.93	2,704,559,090	5,770.36	2,804,397,098	1.26
23	イタリア	株式	BULGARI SPA	繊維・アパレ ル・贅沢品	2,198,278	1,040.30	2,286,873,549	1,195.29	2,627,589,932	1.18
24	日本	株式	花王	化学	922,000	2,656.07	2,448,903,068	2,805.00	2,586,210,000	1.17
25	アメリカ	株式	US BANCORP	商業銀行	745,100	2,991.68	2,229,101,066	3,354.96	2,499,783,378	1.13
26	イタリア	株式	TERNA SPA	電力	5,414,044	453.37	2,454,577,807	449.81	2,435,317,660	1.10
27	ギリシャ	株式	GREEK ORGANISATION OF FOOTBALL PROGNOSTIC	ホテル・レスト ラン・レジャー	615,819	3,773.72	2,323,933,403	3,874.80	2,386,181,619	1.07
28	スペイン	株式	TELEFONICA SA	各種電気通信 サービス	838,345	2,908.89	2,438,661,193	2,806.71	2,352,991,462	1.06
29	フランス	株式	FRANCE TELECOM SA	各種電気通信 サービス	690,300	3,339.07	2,304,963,748	3,332.33	2,300,311,954	1.04
30	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	312,400	6,891.98	2,153,054,811	7,197.54	2,248,514,120	1.01

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.96
合計		99.96

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

種類	国内／海外	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	1.17
		医薬品	2.76
		石油・石炭製品	0.80
		非鉄金属	2.56
		電気機器	3.17
		輸送用機器	3.42
		精密機器	0.83
		情報・通信業	1.96
		卸売業	1.37
		小売業	0.73
		サービス業	0.59
	海外	石油・ガス・消耗燃料	7.47
		化学	1.08
		金属・鉱業	1.50
		紙製品・林産品	0.67
		電気設備	0.92
		コングロマリット	2.22
		商業サービス・用品	0.71
		航空貨物・物流サービス	0.72
		陸運・鉄道	0.09
		自動車部品	0.24
		自動車	1.07
		繊維・アパレル・贅沢品	1.96
		ホテル・レストラン・レジャー	3.08
		メディア	1.18
		販売	0.52
		複合小売り	0.29
		食品・生活必需品小売り	0.41
		飲料	2.32
		食品	1.27
		タバコ	3.60
		家庭用品	1.67
		医薬品	8.85
		商業銀行	9.83
		各種金融サービス	2.86
		保険	0.52
		情報技術サービス	0.50
		ソフトウェア	0.74
		通信機器	0.41
		半導体・半導体製造装置	1.84
		各種電気通信サービス	7.56
		無線通信サービス	1.90
		電力	6.69
		総合公益事業	1.08
		貯蓄・抵当・不動産金融	0.30
		消費者金融	0.77
		資本市場	0.22
		小計	96.68
投資証券	—	—	1.77
合計			98.46

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《運用実績》

①純資産の推移

平成 20 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間	第 1 期 (2004 年 4 月 5 日)	6,978	7,025	1.0726	1.0798
	第 2 期 (2004 年 7 月 5 日)	9,303	9,347	1.1071	1.1123
第 2 特定期間	第 3 期 (2004 年 10 月 5 日)	10,297	10,351	1.1534	1.1595
	第 4 期 (2005 年 1 月 5 日)	9,983	10,034	1.1845	1.1906
第 3 特定期間	第 5 期 (2005 年 4 月 5 日)	10,373	10,444	1.2316	1.2399
	第 6 期 (2005 年 7 月 5 日)	11,621	11,723	1.2746	1.2858
第 4 特定期間	第 7 期 (2005 年 10 月 5 日)	16,112	16,246	1.3424	1.3536
	第 8 期 (2006 年 1 月 5 日)	17,555	18,518	1.3490	1.4230
第 5 特定期間	第 9 期 (2006 年 4 月 5 日)	23,772	24,908	1.3398	1.4038
	第 10 期 (2006 年 7 月 5 日)	35,803	37,176	1.2685	1.3172
第 6 特定期間	第 11 期 (2006 年 10 月 5 日)	50,886	53,169	1.3177	1.3768
	第 12 期 (2007 年 1 月 5 日)	83,193	87,408	1.3686	1.4379
第 7 特定期間	第 13 期 (2007 年 4 月 5 日)	179,959	187,956	1.3421	1.4017
	第 14 期 (2007 年 7 月 5 日)	270,513	282,255	1.3558	1.4147
第 8 特定期間	第 15 期 (2007 年 10 月 5 日)	304,835	314,597	1.2400	1.2797
	第 16 期 (2008 年 1 月 7 日)	263,018	269,337	1.0404	1.0654
第 9 特定期間	第 17 期 (2008 年 4 月 7 日)	237,730	240,235	0.9487	0.9587
	第 18 期 (2008 年 7 月 7 日)	219,478	221,954	0.8865	0.8965
2007 年 7 月末日		280,585	—	1.2559	—
8 月末日		291,615	—	1.2222	—
9 月末日		307,536	—	1.2581	—
10 月末日		305,869	—	1.2243	—
11 月末日		283,062	—	1.1315	—
12 月末日		288,486	—	1.1434	—
2008 年 1 月末日		247,107	—	0.9813	—
2 月末日		245,476	—	0.9762	—
3 月末日		228,550	—	0.9119	—
4 月末日		238,286	—	0.9541	—
5 月末日		243,292	—	0.9777	—
6 月末日		224,269	—	0.9043	—
7 月末日		221,114	—	0.9008	—

②分配の推移

特定期間	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	第 1 期	0.0075 円
	第 2 期	0.0055 円
第 2 特定期間	第 3 期	0.0065 円
	第 4 期	0.0065 円
第 3 特定期間	第 5 期	0.0090 円
	第 6 期	0.0120 円
第 4 特定期間	第 7 期	0.0120 円
	第 8 期	0.0750 円
第 5 特定期間	第 9 期	0.0650 円
	第 10 期	0.0500 円
第 6 特定期間	第 11 期	0.0600 円
	第 12 期	0.0700 円
第 7 特定期間	第 13 期	0.0600 円
	第 14 期	0.0600 円
第 8 特定期間	第 15 期	0.0400 円
	第 16 期	0.0250 円
第 9 特定期間	第 17 期	0.0100 円
	第 18 期	0.0100 円

③収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第 1 特定期間	第 1 期	8.0 %
	第 2 期	3.7 %
第 2 特定期間	第 3 期	4.7 %
	第 4 期	3.2 %
第 3 特定期間	第 5 期	4.7 %
	第 6 期	4.4 %
第 4 特定期間	第 7 期	6.2 %
	第 8 期	6.0 %
第 5 特定期間	第 9 期	4.1 %
	第 10 期	△1.7 %
第 6 特定期間	第 11 期	8.5 %
	第 12 期	9.1 %
第 7 特定期間	第 13 期	2.4 %
	第 14 期	5.4 %
第 8 特定期間	第 15 期	△5.6 %
	第 16 期	△14.1 %
第 9 特定期間	第 17 期	△7.9 %
	第 18 期	△5.5 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

《財務ハイライト情報》

- ◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
 - ◆ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。
- また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

＜貸借対照表＞

科目	期別 前期 平成20年1月7日現在 金額(円)	当期 平成20年7月7日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,813,122,824	3,805,659,868
親投資信託受益証券	256,593,656,204	219,026,019,242
未収利息	207,503	53,635
流動資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745
資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,318,754,093	2,475,783,720
未払解約金	203,915,229	193,786,350
未払受託者報酬	78,454,631	61,961,372
未払委託者報酬	784,546,276	619,613,679
その他未払費用	2,353,612	1,858,812
流動負債合計	7,388,023,841	3,353,003,933
負債合計	7,388,023,841	3,353,003,933
純資産の部		
元本等		
元本		
剰余金	252,797,655,007	247,584,932,746
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,221,307,683	△28,106,203,934
(分配準備積立金)	(28,545,933)	(271,418,878)
純資産合計	263,018,962,690	219,478,728,812
負債・純資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745

＜損益及び剰余金計算書＞

科目	期別 前期 自 平成19年7月6日 至 平成20年1月7日 金額(円)	当期 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日 金額(円)
営業収益		
受取利息	4,911,816	3,932,478
有価証券売買等損益	△57,643,971,225	△32,367,636,962
営業収益合計	△57,639,059,409	△32,363,704,484
営業費用		
受託者報酬	154,816,422	125,190,967
委託者報酬	1,548,164,171	1,251,909,621
その他費用	4,644,434	3,902,371
営業費用合計	1,707,625,027	1,381,002,959
営業損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
経常損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
当期純損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	1,068,711,780	701,347,498
期首剰余金	70,991,498,365	10,221,307,683
剰余金増加額	17,101,056,971	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額	17,101,056,971	—
剰余金減少額	3,512,588,060	303,184,199
当期追加信託に伴う剰余金減少額	—	249,487,096
当期一部解約に伴う剰余金減少額	3,512,588,060	53,697,103
分配金	16,080,686,937	4,980,967,473
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,221,307,683	△28,106,203,934

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日	当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、 平成 19 年 7 月 6 日から平成 20 年 1 月 7 日まで となっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が 休日のため、平成 20 年 1 月 8 日から平成 20 年 7 月 7 日までとなっております。

信託約款

(グローバル・ハインカム・ストック・ファンド)

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ハインカム・ストック・ファンド マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① グローバル・ハインカム・ストック・ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資します。

③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 26 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 27 条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
(グローバル・ハインカム・ストック・ファンド)
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成25年10月5日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。))の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。))を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。))は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。))に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。))が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。))を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。))の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。))等における取引の停止、外国為替取引の停止、決

済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条及び第27条に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第22条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第22条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の

時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとし、かつ

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代

金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の

指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 34 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 36 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするものと、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 6 日から 4 月 5 日まで、4 月 6 日から 7 月 5 日まで、7 月 6 日から 10 月 5 日までおよび 10 月 6 日から翌年 1 月 5 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 11 月 28 日から平成 16 年 4 月 5 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 110 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 か月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。))に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))は、信託終了日後 1 か月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。))に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 50 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。))は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除く。))に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 49 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 47 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。))は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができますものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第51条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(信託期間の延長)

第58条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第59条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場

合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年11月28日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(グローバル・ハインカム・ストック・ファンド マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ② 世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含む)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。
- ③ 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業ファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。
- ④ 各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。
- ⑤ 株式の組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

用語解説

■ 「EDINET」(エディネット)

Electronic **D**isclosure for **I**nvestors' **N**ETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては 1 万口当りの価額で表示されます。

■ 「国際株式型(一般型)」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには、信託財産留保額はありません。

■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

■ 「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■ 「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

【投資信託説明書（請求目論見書）】2008.10

野村アセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

－ 目 次 －

第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込(販売)手続等】	1
2 【換金(解約)手続等】	2
第 3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
(1) 【資産の評価】	3
(2) 【保管】	3
(3) 【信託期間】	3
(4) 【計算期間】	3
(5) 【その他】	3
2 【受益者の権利等】	5
第 4 【ファンドの経理状況】	6
1 【財務諸表】	9
2 【ファンドの現況】	18
【純資産額計算書】	18
第 5 【設定及び解約の実績】	18

この目論見書により行なうグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 3 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 3 月 20 日にその効力が生じております。

第1【ファンドの沿革】

平成15年11月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

**＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(平日営業日は午前9時～正午)**

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は10万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は10万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。なお、販売会社によっては、一般コースについて1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて1万円以上1円単位でお買付できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内^{*}で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約) 手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

**＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)**

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限*を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年10月5日までとします（平成15年11月28日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月6日から4月5日まで、4月6日から7月5日まで、7月6日から10月5日までおよび10月6日から翌年1月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

なお、上記にかかわらず、最終計算期間は、平成25年10月5日に終了するものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、その収益分配金交付日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、その償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

■換金（解約）の単位■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

■換金（解約）代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期(平成19年7月6日から平成20年1月7日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年1月8日から平成20年7月7日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年7月6日から平成20年1月7日まで)および当期(平成20年1月8日から平成20年7月7日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 2 月 13 日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

新 日 本 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治



代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士

英 公 一



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 19 年 7 月 6 日から平成 20 年 1 月 7 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 20 年 1 月 7 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 8 月 25 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 20 年 1 月 8 日から平成 20 年 7 月 7 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 20 年 7 月 7 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド

(1)【貸借対照表】

期別	前期 平成 20 年 1 月 7 日現在	当期 平成 20 年 7 月 7 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,813,122,824	3,805,659,868
親投資信託受益証券	256,593,656,204	219,026,019,242
未収利息	207,503	53,635
流動資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745
資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,318,754,093	2,475,783,720
未払解約金	203,915,229	193,786,350
未払受託者報酬	78,454,631	61,961,372
未払委託者報酬	784,546,276	619,613,679
その他未払費用	2,353,612	1,858,812
流動負債合計	7,388,023,841	3,353,003,933
負債合計	7,388,023,841	3,353,003,933
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	252,797,655,007	247,584,932,746
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,221,307,683	△28,106,203,934
(分配準備積立金)	(28,545,933)	(271,418,878)
純資産合計	263,018,962,690	219,478,728,812
負債・純資産合計	270,406,986,531	222,831,732,745

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日	当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	4,911,816	3,932,478
有価証券売買等損益	△57,643,971,225	△32,367,636,962
営業収益合計	△57,639,059,409	△32,363,704,484
営業費用		
受託者報酬	154,816,422	125,190,967
委託者報酬	1,548,164,171	1,251,909,621
その他費用	4,644,434	3,902,371
営業費用合計	1,707,625,027	1,381,002,959
営業損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
経常損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
当期純損失金額	59,346,684,436	33,744,707,443
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	1,068,711,780	701,347,498
期首剰余金	70,991,498,365	10,221,307,683
剰余金増加額	17,101,056,971	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額	17,101,056,971	—
剰余金減少額	3,512,588,060	303,184,199
当期追加信託に伴う剰余金減少額	—	249,487,096
当期一部解約に伴う剰余金減少額	3,512,588,060	53,697,103
分配金	16,080,686,937	4,980,967,473
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,221,307,683	△28,106,203,934

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日	当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 19 年 7 月 6 日から平成 20 年 1 月 7 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成 20 年 1 月 8 日から平成 20 年 7 月 7 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 20 年 1 月 7 日現在	当期 平成 20 年 7 月 7 日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 252,797,655,007 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 247,584,932,746 口
	2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 28,106,203,934 円
2 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0404 円 (10,000 口当たり純資産額 10,404 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8865 円 (10,000 口当たり純資産額 8,865 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日			当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日																																																														
1 分配金の計算過程 平成 19 年 7 月 6 日から平成 19 年 10 月 5 日まで 当該期末における分配対象金額 68,762,461,617 円 (10,000 口当たり 2,797 円)のうち、9,833,386,060 円 (10,000 口当たり 400 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分 配金額との差額は、外国税控除額(71,453,216 円)に よるものです。			1 分配金の計算過程 平成 20 年 1 月 8 日から平成 20 年 4 月 7 日まで 当該期末における分配対象金額 47,035,947,719 円 (10,000 口当たり 1,877 円)のうち、2,505,830,913 円 (10,000 口当たり 100 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分 配金額との差額は、外国税控除額(647,160 円)による ものです。																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,965,908,522 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>66,204,363,890 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>592,189,205 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>68,762,461,617 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>245,834,651,505 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F× 10,000</td><td>2,797 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>400 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H /10,000</td><td>9,833,386,060 円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,965,908,522 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	66,204,363,890 円	分配準備積立金額	D	592,189,205 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,762,461,617 円	当ファンドの期末残存口数	F	245,834,651,505 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,797 円	10,000 口当たり分配金額	H	400 円	収益分配金金額	I=F×H /10,000	9,833,386,060 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,759,190,944 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>45,249,185,042 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>27,571,733 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>47,035,947,719 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>250,583,091,394 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F× 10,000</td><td>1,877 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H /10,000</td><td>2,505,830,913 円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,759,190,944 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	45,249,185,042 円	分配準備積立金額	D	27,571,733 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,035,947,719 円	当ファンドの期末残存口数	F	250,583,091,394 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,877 円	10,000 口当たり分配金額	H	100 円	収益分配金金額	I=F×H /10,000	2,505,830,913 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,965,908,522 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円																																																															
収益調整金額	C	66,204,363,890 円																																																															
分配準備積立金額	D	592,189,205 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,762,461,617 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	245,834,651,505 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,797 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	400 円																																																															
収益分配金金額	I=F×H /10,000	9,833,386,060 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,759,190,944 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円																																																															
収益調整金額	C	45,249,185,042 円																																																															
分配準備積立金額	D	27,571,733 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,035,947,719 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	250,583,091,394 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,877 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	100 円																																																															
収益分配金金額	I=F×H /10,000	2,505,830,913 円																																																															
平成 19 年 10 月 6 日から平成 20 年 1 月 7 日まで 当該期末における分配対象金額 51,979,745,045 円 (10,000 口当たり 2,056 円)のうち、6,319,941,375 円 (10,000 口当たり 250 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分 配金額との差額は、外国税控除額(1,187,282 円)によ るものです。			平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 7 月 7 日まで 当該期末における分配対象金額 46,725,095,635 円 (10,000 口当たり 1,887 円)のうち、2,475,849,327 円 (10,000 口当たり 100 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分 配金額との差額は、外国税控除額(65,607 円)による ものです。																																																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,453,536,228 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>50,359,761,168 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>166,447,649 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>51,979,745,045 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>252,797,655,007 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F× 10,000</td><td>2,056 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>250 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H /10,000</td><td>6,319,941,375 円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,453,536,228 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	50,359,761,168 円	分配準備積立金額	D	166,447,649 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,979,745,045 円	当ファンドの期末残存口数	F	252,797,655,007 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,056 円	10,000 口当たり分配金額	H	250 円	収益分配金金額	I=F×H /10,000	6,319,941,375 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,714,638,122 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>43,977,893,037 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>32,564,476 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>46,725,095,635 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>247,584,932,746 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F× 10,000</td><td>1,887 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H /10,000</td><td>2,475,849,327 円</td></tr></table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,714,638,122 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	43,977,893,037 円	分配準備積立金額	D	32,564,476 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,725,095,635 円	当ファンドの期末残存口数	F	247,584,932,746 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,887 円	10,000 口当たり分配金額	H	100 円	収益分配金金額	I=F×H /10,000	2,475,849,327 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,453,536,228 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円																																																															
収益調整金額	C	50,359,761,168 円																																																															
分配準備積立金額	D	166,447,649 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,979,745,045 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	252,797,655,007 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,056 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	250 円																																																															
収益分配金金額	I=F×H /10,000	6,319,941,375 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	2,714,638,122 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円																																																															
収益調整金額	C	43,977,893,037 円																																																															
分配準備積立金額	D	32,564,476 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,725,095,635 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	247,584,932,746 口																																																															
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,887 円																																																															
10,000 口当たり分配金額	H	100 円																																																															
収益分配金金額	I=F×H /10,000	2,475,849,327 円																																																															

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日	当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日		当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日	
期首元本額	199,522,261,989 円	期首元本額	252,797,655,007 円
期中追加設定元本額	65,562,569,298 円	期中追加設定元本額	9,317,557,254 円
期中一部解約元本額	12,287,176,280 円	期中一部解約元本額	14,530,279,515 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日		当期 自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	256,593,656,204	△41,757,167,144	219,026,019,242	△12,124,094,029
合計	256,593,656,204	△41,757,167,144	219,026,019,242	△12,124,094,029

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成 19 年 7 月 6 日 至 平成 20 年 1 月 7 日)

該当事項はございません。

当期(自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式 (平成 20 年 7 月 7 日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成 20 年 7 月 7 日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド		219,026,019,242	
親投資信託受益証券計	銘柄数 : 1		219,026,019,242	
	組入時価比率 : 99.8%		100%	
合計			219,026,019,242	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド

当ファンドは「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成 20 年 7 月 7 日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	298,011,397
コール・ローン	971,829,934
株式	213,070,727,298
投資証券	3,632,927,505
派生商品評価勘定	264,247
未収入金	331,861,853
未収配当金	727,538,649
未収利息	13,696
流動資産合計	219,033,174,579
資産合計	219,033,174,579
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	352,753
流動負債合計	352,753
負債合計	352,753
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	149,495,610,704
剰余金	
期末剰余金	69,537,211,122
純資産合計	219,032,821,826
負債・純資産合計	219,033,174,579

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成 20 年 1 月 8 日 至 平成 20 年 7 月 7 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成 20 年 7 月 7 日現在	
1 期首	平成 20 年 1 月 8 日
期首元本額	153,181,097,370 円
期首より平成 20 年 7 月 7 日までの期中追加設定元本額	3,352,064,197 円
期首より平成 20 年 7 月 7 日までの期中一部解約元本額	7,037,550,863 円
期末元本額	149,495,610,704 円
期末元本額の内訳*	
グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド	149,495,610,704 円
2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.4651 円
(10,000 口当たり純資産額)	14,651 円)

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式

(平成 20 年 7 月 7 日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	花王	871,000	2,655.00	2,312,505,000	
	武田薬品工業	586,600	5,450.00	3,196,970,000	
	エーザイ	79,500	3,760.00	298,920,000	
	参天製薬	493,600	2,615.00	1,290,764,000	
	第一三共	503,500	3,140.00	1,580,990,000	
	昭和シェル石油	755,900	1,273.00	962,260,700	
	東燃ゼネラル石油	948,000	964.00	913,872,000	
	三井金属鉱業	3,170,000	309.00	979,530,000	
	住友金属鉱山	2,704,000	1,527.00	4,129,008,000	
	ファナック	128,500	9,820.00	1,261,870,000	
	キャノン	1,113,800	5,320.00	5,925,416,000	
	日産自動車	2,405,400	870.00	2,092,698,000	
	トヨタ自動車	1,237,600	4,990.00	6,175,624,000	
	東京精密	547,300	1,667.00	912,349,100	
	H O Y A	439,500	2,470.00	1,085,565,000	
	日本オラクル	333,000	4,490.00	1,495,170,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	17,286	162,000.00	2,800,332,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	三菱商事	958,800	3,360.00	3,221,568,000	
	ローソン	292,400	5,200.00	1,520,480,000	
	ベネッセコーポレーション	309,300	4,460.00	1,379,478,000	
計	銘柄数：20			43,535,369,800	
				(43,535,369,800)	
	組入時価比率：19.9%			20.4%	
米ドル	CHEVRON CORP	192,400	98.63	18,976,412.00	
	EXXON MOBIL CORP	73,600	88.27	6,496,672.00	
	PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR	165,426	53.64	8,873,450.64	
	DU PONT E I DE NEMOURS	347,300	41.80	14,517,140.00	
	SOSIEDAD QUIMICA Y MINERA CHILE-ADR	242,500	38.06	9,229,550.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	40,000	100.95	4,038,000.00	
	ARACRUZ CELULOSE-ADR	187,100	72.30	13,527,330.00	
	EMERSON ELEC	148,500	48.73	7,236,405.00	
	GENERAL ELEC CO	1,571,800	26.91	42,297,138.00	
	PITNEY BOWES INC.	206,300	33.35	6,880,105.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	225,100	36.46	8,207,146.00	
	RYDER SYSTEMS	76,800	65.68	5,044,224.00	
	AUTOLIV INC	124,300	45.55	5,661,865.00	
	CARNIVAL CORP	312,800	31.89	9,975,192.00	
	CBS CORP-CL B	200	18.60	3,720.00	
	GENUINE PARTS CO	267,300	39.46	10,547,658.00	
	TARGET CORP	132,500	46.90	6,214,250.00	
	SYSCO CORP	174,000	27.08	4,711,920.00	
	COCA COLA CO	296,500	51.48	15,263,820.00	
	HEINZ HJ CO.	173,600	47.47	8,240,792.00	
	KRAFT FOODS INC-A	539,093	28.81	15,531,269.33	
	ALTRIA GROUP INC	484,600	20.12	9,750,152.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	486,000	51.47	25,014,420.00	
	UST INC	388,900	54.12	21,047,268.00	
	KIMBERLY-CLARK CORP	231,400	60.81	14,071,434.00	
	PROCTER & GAMBLE CO	228,100	63.67	14,523,127.00	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	1,530,300	20.78	31,799,634.00	
	LILLY ELI & CO.	747,800	46.98	35,131,644.00	
	MERCK & CO INC	1,202,100	38.45	46,220,745.00	
	PFIZER INC	1,817,200	17.75	32,255,300.00	
	SYNOVUS FINANCIAL CORP	1,435,400	8.63	12,387,502.00	
	US BANCORP	745,100	27.67	20,616,917.00	
	WELLS FARGO CO	887,600	23.92	21,231,392.00	
	WILMINGTON TRUST CORP	196,700	24.80	4,878,160.00	
	BANK OF AMERICA CORP	471,500	22.40	10,561,600.00	
	CITIGROUP	95	16.82	1,597.90	
	JPMORGAN CHASE & CO	350,500	35.31	12,376,155.00	
	PAYCHEX INC	314,000	31.04	9,746,560.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	413,900	29.53	12,222,467.00	
	AT & T INC	203,000	32.58	6,613,740.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD - ADR	1,858,060	24.74	45,968,404.40	
	VERIZON COMMUNICATION	299,900	35.75	10,721,425.00	
	DUKE ENERGY CORP	1,173,500	17.11	20,078,585.00	
	EXELON CORPORATION	142,200	90.46	12,863,412.00	
	PROGRESS ENERGY INC	147,400	41.43	6,106,782.00	
	SOUTHERN CO.	947,000	35.32	33,448,040.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	150,600	38.17	5,748,402.00	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	367,366	17.33	6,366,452.78	
	ALLIED CAPITAL CORP	347,358	12.80	4,446,182.40	
	AMERICAN CAPITAL STRATEGIES	219,500	22.44	4,925,580.00	
計	銘柄数：50			712,597,139.45	
				(76,148,130,321)	
	組入時価比率：34.8%			35.7%	
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	399,200	46.44	18,538,848.00	
	計	銘柄数：1		18,538,848.00	
				(1,945,652,097)	
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	1,662,794	19.40	32,258,203.60	
	TOMKINS PLC	3,596,700	1.28	4,612,767.75	
	PEARSON	558,294	5.97	3,333,015.18	
英ポンド	KINGFISHER PLC	5,044,235	0.99	5,013,969.59	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
英ポンド	DIAGEO PLC	120,000	8.79	1,055,400.00	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	1,906,341	11.73	22,370,911.63	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,238,125	7.54	24,415,462.50	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	4,713,143	2.99	14,104,080.42	
	AVIVA PLC	1,061,200	4.84	5,141,514.00	
	BT GROUP PLC	4,951,832	2.07	10,287,430.98	
	VODAFONE GROUP PLC	7,167,981	1.52	10,895,331.12	
	UNITED UTILITIES PLC	1,578,747	6.80	10,743,373.33	
	CATTLES PLC	2,803,091	1.09	3,076,392.37	
	PROVIDENT FINANCIAL PLC	1,017,294	7.16	7,283,825.04	
計	銘柄数：14			154,591,677.51	
				(32,730,149,962)	
	組入時価比率：14.9%			15.4%	
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO	516,500	68.70	35,483,550.00	
	計	銘柄数：1		35,483,550.00	
				(744,799,714)	
	組入時価比率：0.3%			0.4%	
ユーロ	ENI SPA	1,590,323	22.96	36,513,816.08	
	TOTAL SA	27,000	51.25	1,383,750.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	91	10.02	911.82	
	NEXANS SA	95,825	75.00	7,186,875.00	
	BAYER MOTOREN WERK	230,000	29.63	6,814,900.00	
	RENAULT	188,084	52.23	9,823,627.32	
	BULGARI SPA	2,198,278	6.17	13,574,366.65	
	GREEK ORGANISATION OF FOOTBALL PROGNOSTIC	642,315	22.40	14,387,856.00	
	GESTEVISION TELECINCO SA	635,984	7.84	4,986,114.56	
	INEV	285,400	41.45	11,829,830.00	
	ING GROEP NV	864,517	19.86	17,173,630.20	
	SAP AG	263,400	33.17	8,736,978.00	
	BELGACOM SA	504,100	27.03	13,628,343.50	
	DEUTSCHE TELEKOM-REG	691,643	10.90	7,542,366.91	
	FRANCE TELECOM SA	690,300	19.82	13,681,746.00	
	TELEFONICA SA	836,000	17.27	14,437,720.00	
	ENEL SPA	1,859,909	5.93	11,029,260.37	
	TERNA SPA	5,253,783	2.69	14,145,810.72	
計	銘柄数：18			206,877,903.13	
				(34,625,154,646)	
	組入時価比率：15.8%			16.3%	
香港ドル	TRANSPORT INTERNATIONAL HOLDINGS	512,400	33.35	17,088,540.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,369,500	20.20	27,663,900.00	
	VTECH HLDGS LTD	1,395,000	43.00	59,985,000.00	
	CLP HLDGS	2,384,500	65.20	155,469,400.00	
	HK ELECTRIC	568,500	46.75	26,577,375.00	
計	銘柄数：5			286,784,215.00	
				(3,928,943,745)	
	組入時価比率：1.8%			1.8%	
シンガポールドル	SINGAPORE POST LTD	12,975,000	1.02	13,234,500.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	3,335,650	4.26	14,209,869.00	
	MOBILEONE LTD	9,479,910	1.86	17,632,632.60	
	STARHUB LTD	2,959,000	2.85	8,433,150.00	
計	銘柄数：4			53,510,151.60	
				(4,199,476,697)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
マレーシアリングgit	BERJAYA SPORTS TOTO BERHAD	4,985,500	4.86	24,229,530.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	780,500	41.75	32,585,875.00	
計	銘柄数：2			56,815,405.00	
				(1,859,568,205)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
新台湾ドル	CHINA STEEL	10,300,000	45.80	471,740,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	7,600,000	59.00	448,400,000.00	
計	銘柄数：2			920,140,000.00	
				(3,229,691,400)	
	組入時価比率：1.5%			1.5%	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
豪ドル	BILLABONG INTERNATIONAL LTD	1,667,663	10.50	17,510,461.50	
	TABCORP HOLDINGS	2,106,884	9.90	20,858,151.60	
	WEST AUSTRALIAN NEWSPAPERS HOLDING	1,233,824	8.08	9,969,297.92	
	AWB LTD	1,733,410	2.42	4,194,852.20	
	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	646	19.52	12,609.92	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	251,601	42.33	10,650,270.33	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	544,900	27.54	15,006,546.00	
計	WESTPAC BANKING CORP	645,979	20.30	13,113,373.70	
	銘柄数：8			91,315,563.17	
				(9,400,024,072)	
	組入時価比率：4.3%			4.4%	
メキシコペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	3,205,500	21.90	70,200,450.00	
	銘柄数：1			70,200,450.00	
				(723,766,639)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
合計				213,070,727,298	
				(169,535,357,498)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券

(平成 20 年 7 月 7 日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	WESTFIELD GROUP	2,192,031	35,291,699.10	
豪ドル計	銘柄数：1	2,192,031	35,291,699.10	
			(3,632,927,505)	
	組入時価比率：1.7%		100%	
投資証券計			3,632,927,505	
			(3,632,927,505)	
合計			3,632,927,505	
			(3,632,927,505)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成 20 年 7 月 7 日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	620,129,810	—	620,218,316	△88,506
米ドル	197,371,263	—	197,556,154	△184,891
英ポンド	136,385,320	—	136,299,791	85,529
ユーロ	195,612,729	—	195,434,011	178,718
豪ドル	90,760,498	—	90,928,360	△167,862
合計	620,129,810	—	620,218,316	△88,506

(注)時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
① 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年7月31日現在

I	資産総額	221,556,266,792	円
II	負債総額	441,801,929	円
III	純資産総額(I－II)	221,114,464,863	円
IV	発行済口数	245,475,237,638	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.9008	円

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

I	資産総額	224,167,783,764	円
II	負債総額	3,147,782,917	円
III	純資産総額(I－II)	221,020,000,847	円
IV	発行済口数	148,359,668,633	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	1.4898	円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	第1期	6,947,354,653	441,078,924	6,506,275,729
	第2期	2,493,853,480	596,552,974	8,403,576,235
第2特定期間	第3期	1,637,053,335	1,113,080,694	8,927,548,876
	第4期	702,858,987	1,201,959,090	8,428,448,773
第3特定期間	第5期	1,384,238,838	1,389,331,026	8,423,356,585
	第6期	1,674,817,008	980,749,491	9,117,424,102
第4特定期間	第7期	4,216,147,493	1,330,837,844	12,002,733,751
	第8期	2,569,690,786	1,558,249,185	13,014,175,352
第5特定期間	第9期	5,506,812,955	777,748,295	17,743,240,012
	第10期	11,128,054,117	647,299,050	28,223,995,079
第6特定期間	第11期	12,578,044,275	2,183,483,950	38,618,555,404
	第12期	24,805,438,908	2,635,761,459	60,788,232,853
第7特定期間	第13期	75,761,995,894	2,460,982,146	134,089,246,601
	第14期	70,459,375,882	5,026,360,494	199,522,261,989
第8特定期間	第15期	51,555,357,452	5,242,967,936	245,834,651,505
	第16期	14,007,211,846	7,044,208,344	252,797,655,007
第9特定期間	第17期	6,537,087,014	8,751,650,627	250,583,091,394
	第18期	2,780,470,240	5,778,628,888	247,584,932,746

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

